

告示

埼玉県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
吉良歯科医院	入間市仏子九三七―一二	令和七年六月三十日
新座駅南口通り歯科	新座市野火止六―四―五七	令和七年五月一日
いるまの森デンタルクリニック	入間市河原町一―三入間市駅前ビル二〇四号室	令和七年七月二日